

標津町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
24年度	人 5,587	千円 6,252,911	千円 82,520	千円 817,750	% 13.1	% 14.6

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職 員 数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 104	千円 391,039	千円 64,470	千円 134,086	千円 589,595	千円 5,669	千円 5,608

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成24年4月1日現在の人数である。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

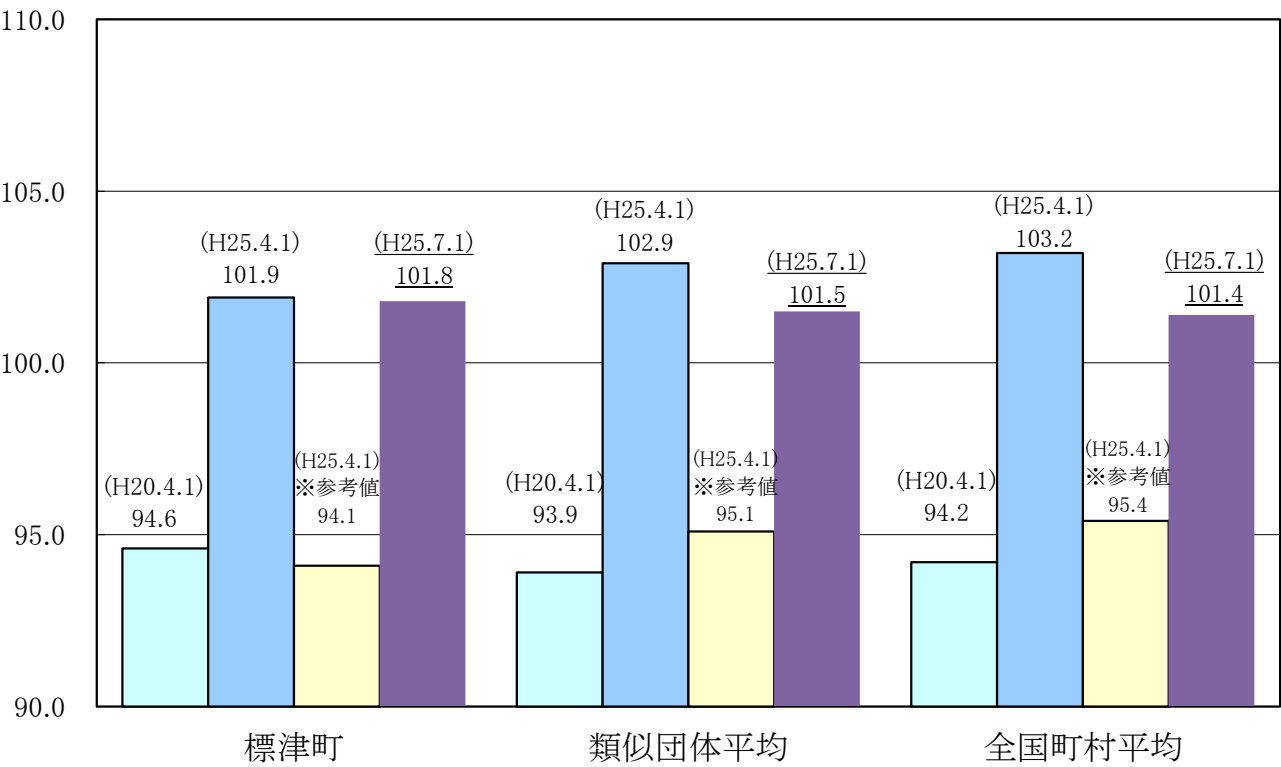
(3) 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
取組なし	従前からの定年退職者不補充による人員削減や給与の独自削減などによりラスパイレ指数が釧路・根室管内で一番低い実態であること、また、措置を講じた場合、職員の士気の低下、職員の標津町内における購買力の低下、町内の民間給与水準の影響など、地域経済に与える影響が大きいと判断したため。
抑制済又は減額措置の内容	
(給料) 【H25.4.1ラスパイレ指数 101.9 参考値 94.1、H25.7.1ラスパイレ指数 101.8】	
(手当)	

(その他)

(4) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
24年度	円 —	円 —	円 (— %)	% —	% —	% 改定なし

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
24年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	月 3.95

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(25年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
標津町	40.5 歳	297,363 円	347,185 円	323,672 円
北海道	45.4 歳	330,736 円	396,550 円	374,715 円
国	43.1 歳	307,220 円 (332,446) 円	— 円	376,257 円 (405,463) 円
類似団体	42.6 歳	313,668 円	355,898 円	343,403 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
標津町	50.3 歳	2 人	302,500 円	337,555 円	324,992 円	—	—	—	—
うち運転手	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	— 歳	— 円	—
うち公務補	50.3 歳	2 人	302,500 円	337,555 円	324,992 円	用務員	— 歳	— 円	—
うちその他	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	— 歳	— 円	—
北海道	50.3 歳	346 人	334,072 円	367,668 円	366,170 円	—	—	—	—
国	49.9 歳	3,272 人	272,119 円	— 円	309,534 円	—	—	—	—
類似団体	50.4 歳	5 人	302,572 円	324,788 円	317,075 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
標津町	—	—	—
うち運転手	— 円	— 円	—
うち公務補	— 円	— 円	—
うちその他	— 円	— 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成22～24年の3ヵ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
標津町	34.3 歳	257,600 円	288,750 円
北海道	42.8 歳	355,075 円	403,226 円
類似団体	41.7 歳	296,083 円	315,316 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況(25年4月1日現在)

区 分		標 津 町	北 海 道	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	165,312 円	163,987 (172,200) 円
	高 校 卒	140,100 円	134,496 円	133,418 (140,100) 円
教 育 職	大 学 卒	172,200 円	185,088 円	—
	短 大 卒	149,800 円	— 円	—

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(25年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	— 円	— 円	369,100 円	380,400 円
	短 大 卒	— 円	316,167 円	— 円	— 円
	高 校 卒	— 円	302,500 円	— 円	— 円

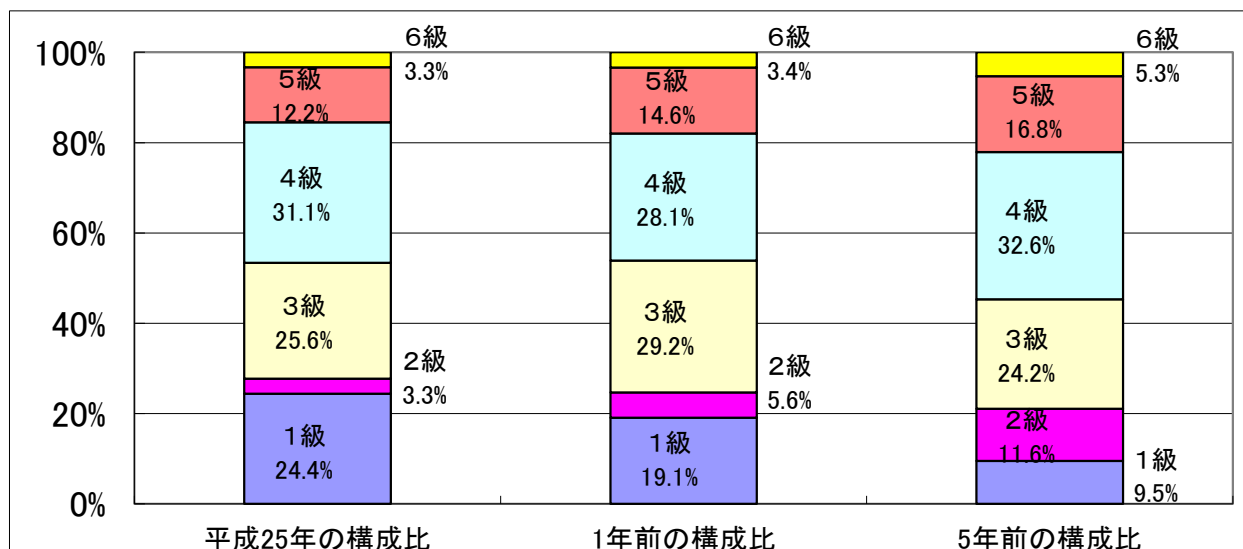
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(25年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	1 主事、技師の職務	22 人	24.4%	135,600円	243,700円
2 級	1 相当困難な業務を行う主事、技師の職務 2 職務の内容が前号と同等と認められる職務	3 人	3.3%	185,800円	307,800円
3 級	1 係長、主査、主任の職務 2 職務の内容、責任の程度が前号と同等と認められる職務	23 人	25.6%	222,900円	354,700円
4 級	1 主幹の職務 2 係長、主査、主任の職務 3 職務の内容、責任の程度が前号と同等と認められる職務	28 人	31.1%	261,900円	393,300円
5 級	1 課長の職務 2 主幹の職務 3 職務の内容、責任の程度が前号と同等と認められる職務	11 人	12.2%	289,200円	426,500円
6 級	1 課長の職務 2 職務の内容、責任の程度が前号と同等と認められる職務	3 人	3.3%	320,600円	448,500円

(注) 1 標津町の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年4月1日に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

昇給に係る勤務実績の反映は、勤務実績に基づき昇給区分を決定する。

区 分	昇給号俸数	
	管理職員	管理職員以外の職員
勤務成績が極めて良好 A	7号給以上	7号給以上
勤務成績が特に良好 B	5号給～6号給	5号給～6号給
勤務成績が良好 C	4号給	4号給
勤務成績がやや良好でない D	2号給	2号給
勤務成績が良好でない E	昇給なし	昇給なし

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

標 津 町	北 海 道	国
1人当たり平均支給額(24年度) 1,280 千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,552 千円	-
(24年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分 ()月分 ()月分	(24年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 4～12% (削減前 5～15%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

2 加算措置の状況について、平成24年度から役職加算を20%削減して適用。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

勤勉手当への勤務実績の反映は、勤務実績に基づき昇給区分を決定する。

区 分	昇給号俸数	
	管理職員	管理職員以外の職員
勤務成績が極めて良好 A	92.5/100以上102.5/100以下	72.5/100以上77.5/100以下
勤務成績が特に良好 B	82.5/100以上92.5/100以下	62.5/100以上72.5/100以下
勤務成績が良好 C	82.5/100	62.5/100
勤務成績がやや良好でない D	72.5/100以上82.5/100以下	57.5/100以上62.5/100以下
勤務成績が良好でない E	62.5/100以上67.5/100以下	52.5/100以上

(2) 退職手当(25年4月1日現在)

標 津 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～10%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額	5,788 千円	24,983 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)			-	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)			-	円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	
-	- %	- 人	-	

(4) 特殊勤務手当(25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)		25,384 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		1,057,675 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)		1.33 %	
手当の種類(手当数)		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
診療手当	病院に勤務する医師	診療業務	月額 1,000,000円以内
医学研究手当	病院に勤務する医師		月額 1,000,000円以内

(5) 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	18,082 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	229 千円
支給実績(23年度決算)	16,216 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	211 千円

(6) その他の手当(25年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・配偶者がいない場合 1人目のみ 11,000円 ・2人目～ 1人につき 6,500円 ・15才～22才までの子 1人 5,000円加算	同		10,547 千円	224,404 円
住居手当	・借家月額11,000円を超える家賃を支払っている場合 家賃額に応じ28,000円を限度 ・持家 5,000円	異	・借家月額12,000円を超える場合 ・持家手当なし	11,325 千円	157,292 円
通勤手当	・通勤距離が片道2km以上の自動車等使用者 5km未満 3,000円 5km～10km未満 4,500円 10km～14km未満 6,600円 14km～18km未満 8,900円 18km～ 11,300円	異	通勤距離 区分13区分 2,000円～ 24,500円	1,900 千円	75,997 円
管理職手当	・町長が指定する課長職等 35,000円 ・課長、参事職 30,000円 ・主幹職 20,000円	異	定額	7,080 千円	337,143 円
寒冷地手当	・世帯区分により 11月～3月まで支給 月額10,340円～26,380円	異	級地区分	10,062 千円	95,831 円

5 特別職の報酬等の状況(25年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	745,000 円	(参考)類似団体における最高／最低額	
	副 町 長	(846,800 円)	807,500 円／	363,200 円
	議 長	610,000 円	670,100 円／	365,000 円
	議 員	(677,700 円)		
報 酬	議 長	295,800 円	364,000 円／	220,000 円
	副 議 長	(237,400 円)	285,000 円／	168,100 円
	議 員	(187,000 円)	263,000 円／	135,800 円
		(円)		
期 末 手 当	町長・副町長	(24年度支給割合)	3.4	月分
	議長・副議長・議員	(24年度支給割合)	3.4	月分
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	給料月額×5.126月×勤続期間	17,362千円	任期毎
	備 考	給料月額×3.234月×勤続期間	8,766千円	任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

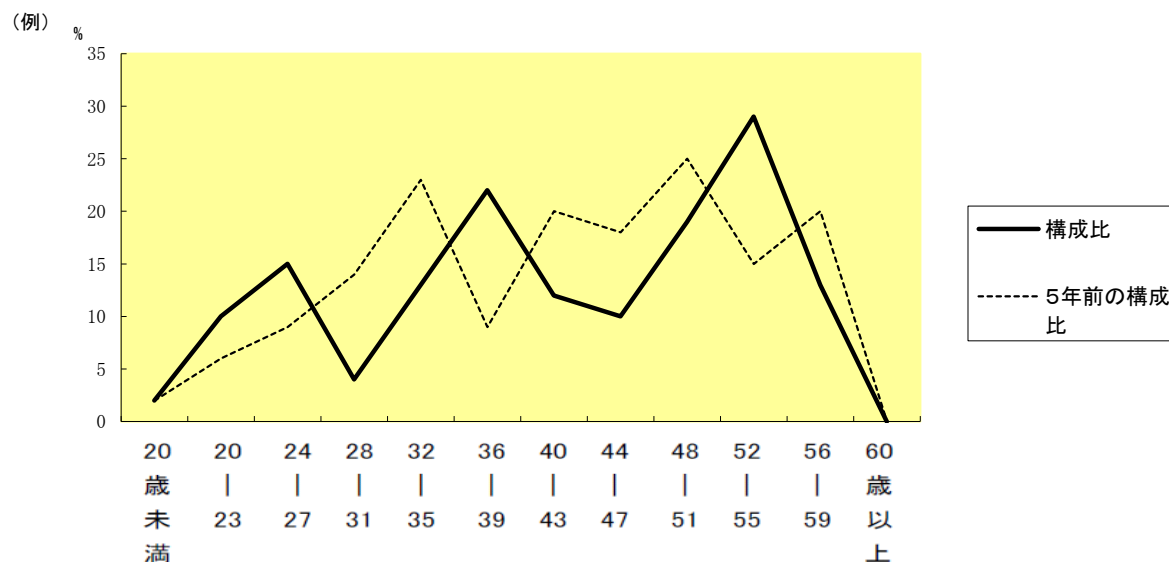
(各年4月1日現在)

部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成24年	平成25年		
普 通 会 計 部 門	議会	2	2	0	
	総務	21	22	1	異動1名増
	税務	6	6	0	退職1名減、異動1名増
	農林水産	13	14	1	退職1名減、採用2名増
	商工	4	5	1	採用1名増
	土木	7	7	0	
	民生	17	14	▲ 3	退職2名減、異動1名減
	衛生	12	11	▲ 1	退職・異動2名減、採用1名増
	小計	82	81	▲ 1	<参考> 人口1,000人当たり職員数 14.22 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 12.24 人)
	教育部門	22	22	0	
公 営 企 業 計 等 部 門	小計	104	103	▲ 1	<参考> 人口1,000人当たり職員数 18.08 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 14.97 人)
	病院	30	31	1	採用1名増
	水道	3	3	0	
	下水道	4	4	0	
	その他	9	8	▲ 1	退職・異動2名減、採用1名増
合 計	小 計	46	46	0	
		150 [167]	149 [167]	▲ 1 []	<参考> 人口1,000人当たり職員数 26.15 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(25年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	2人	10人	15人	4人	13人	22人	12人	10人	19人	29人	13人	0人	149人

(3)職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	93	89	85	84	82	81	▲ 12 (-12.9%)
教 育	24	24	24	24	23	23	▲ 1 (-4.2%)
消 防							0 (0.0%)
普通会計計	117	113	109	108	105	104	▲ 13 (-11.1%)
公営企業等合計	45	48	48	47	46	46	1 (2.2%)
総合計	162	161	157	155	151	150	▲ 12 (-7.4%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に占 める職員給与費比率
24年度	千円 142,797	千円 365	千円 28,083	% 19.7	% 20.2

区 分	職 員 数 A	給 与 費				一人当たり
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A
24年度	人 3	千円 13,034	千円 2,966	千円 4,631	千円 20,631	千円 6,877

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,258

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、25年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(25年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
標 津 町	49.3 歳	380,977 円	563,920 円
団 体 平 均	45.2 歳	353,532 円	520,694 円
事 業 者	- 歳		- 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

標 津 町	団体平均
1人当たり平均支給額(24年度) 1,544 千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,476 千円
(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ()月分 勤勉手当 1.35 月分 ()月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 4～12% (削減前 5～15%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

2 加算措置の状況について、平成24年度から役職加算を20%削減して適用。

イ 退職手当(25年4月1日現在)

標 津 町			団体平均		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~10%加算)			(退職時特別昇給)		
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	14,889 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
—	— %	— 人	— %

エ 特殊勤務手当(25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		— 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)		— %	
手当の種類(手当数)		—	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
—	—	—	—

オ 時間外勤務手当

支 給 実 績 (2 4 年 度 決 算)	1,371 千円
職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (2 4 年 度 決 算)	686 千円
支 給 実 績 (2 3 年 度 決 算)	1,217 千円
職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (2 3 年 度 決 算)	406 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当 (25年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	- 配偶者 13,000円 - 配偶者がいない場合 1人目のみ 11,000円 2人目～ 1人につき 6,500円 15才～22才までの子 1人 5,000円加算	同		565 千円	188,167 円
住居手当	- 借家月額11,000円を超える家賃を支払っている場合 家賃額に応じ28,000円を限度 - 持家 5,000円	異	- 借家月額12,000円を超える場合 - 持家手当なし	120 千円	60,000 円
通勤手当	- 通勤距離が片道2km以上の自動車等使用者 5km未満 3,000円 5km～10km未満 4,500円 10km～14km未満 6,600円 14km～18km未満 8,900円 18km～ 11,300円	異	通勤距離 区分13区分 2,000円～ 24,500円	80 千円	79,200 円
管理職手当	- 町長が指定する課長職等 35,000円 - 課長、参事職 30,000円 - 主幹職 20,000円	異	定額	240 千円	240,000 円
寒冷地手当	世帯区分により 11月～3月まで支給 月額10,340円～26,380円	異	級地区分	396 千円	131,900 円